平成２４年（フ）第３１４号
川崎市中原区新城中町４番10―202号　第２市川マンション
債務者　齋藤　俊秋
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７１９号
横浜市港北区菊名４丁目５番30号　高瀬アパート１階
債務者　渡口美也子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６３号
神奈川県大和市下鶴間1592番地３　バーナルハウス504号
債務者　池田　幸男
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６４号
神奈川県大和市下鶴間1592番地３　バーナルハウス504号
債務者　池田みや子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７６号
横浜市金沢区富岡東６丁目６番14号　メゾン富岡201
債務者　神山　菊惠
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６号
島根県出雲市大津町2096番地
債務者　神田　まり
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第９７号
長崎県諫早市飯盛町開1165番地107
債務者　徳島ひろみ
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前10時
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１３１６号
神奈川県大和市下鶴間2789番地　グリーンハイツ林間105号
債務者　福嶋　恵理
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３１号
東京都八王子市元横山町２丁目９番10号メゾン・ド・ノア元横山137号
債務者　山本　勝美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６７８号
東京都国立市西２丁目７番地の35コーポ岩本Ｃ―207
債務者　根本　良明
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５５号
北海道帯広市西７条南12丁目14番地２　グリーンハウス山田201号室
債務者　羽賀　鈴子（旧姓中谷）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
愛知県豊橋市船町214番地６　２Ｆ
債務者　高井　一彦
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５６号
愛知県豊橋市南栄町字空池100番地　５―401
債務者　新村さおり
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５９号
愛知県豊橋市神野新田町字ホノ割１番地１
債務者　中川加代子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２５６号
静岡県袋井市村松776番地の１
債務者　山田　克裕
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係